

## 平成28年9月からの利用者負担額(保育料)の一部改定について

### 1 1号認定保育料の改定内容

#### (1) 階層区分の見直し及び保育料の増額

本市の市内幼稚園における保育料の状況や近隣自治体が定める保育料等を勘案し、また、現行保育料の基本的な考え方である、国の定めた基準額及び本市の保育標準時間認定に係る保育料を上限とすることを踏襲した上で、一部の階層について、保育料金額の見直しを行います。

なお、現行の保育料は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行時に設定されたものであることを考慮して、大幅な改定は行わず、国基準におけるE階層(推定年収680万円以上)を対象として、階層区分の細分化を行うとともに、分割後の階層の一部について保育料の増額を行います。

### 2 2号認定及び3号認定保育料の改定内容

#### (1) 第2子保育料を基本保育料(第1子)の50%に統一

##### 【改定内容】

全ての階層において、第2子保育料を基本保育料(第1子)の50%とします。

##### 【説明】

第2子保育料については、これまでC15階層以上(推定年収600万円以上)においては基本保育料の70%に設定しておりましたが、国が示す考え方に対応するため、全階層で基本保育料の50%に設定(第1子の半額)します。

その結果、第2子保育料については、後述する(2)の3歳以上児基本保育料の増額により、C5～C14階層(推定年収250万円～600万円)において、月額50～500円程度の負担増となる階層がありますが、(2)による増額が比較的大きいC15階層以上については、月額で数千円規模の減額となります。

#### (2) 満3歳以上児の基本保育料の増額と間差額の平準化

##### 【改定内容】

C5～C25(推定年収250万円～1,150万円)までの21階層における3歳以上児の基本保育料について、対象階層平均で約2,872円の増額とし、あわせて全27階層間の間差額を一定程度平準化いたします。

##### 【説明】

次ページの【図】は、本市の保育所で児童一人当たりの保育に要するひと月あたりの経費平均と、今回の保育料改定を反映した場合の財源内訳です。

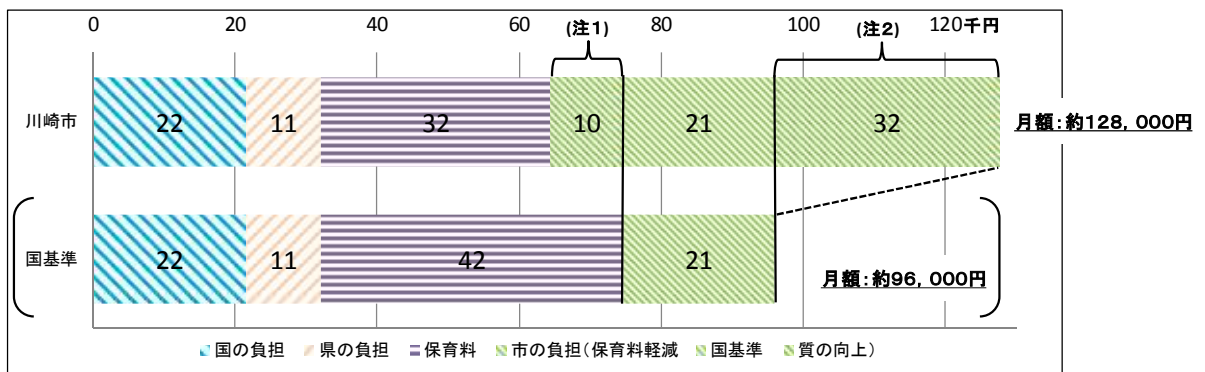
保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造で、そのうち国・県・市の負担割合は、平成27年度から国が1/2、県が1/4、市が1/4となっています。

川崎市の保育所で児童一人当たりの保育に要する月額、全年齢児平均で、月額約12万8千円となっており、国が定める運営経費(国基準)約9万6千円を約3万2千円上回っています。また、年齢別には、国が定める運営費だけでも、90人定員の保育所であれば、0歳児は月額約20万4千円となり、4・5歳児は月額5万5千円となっています。

国が定める運営費の財源内訳は、下図の左側から、国の負担額は約2万2千円、神奈川県負担額は約1万1千円、本市負担額は約2万1千円となっており、さらに、保護者の皆様から頂く保育料として約3万2千円と、国が定める保育料について、本市が保護者の皆様の負担軽減を図る約1万円から構成されています。

さらに、本市は児童の処遇向上のため、国基準を上回ってさらに約3万2千円を負担しており、合計で本市は児童一人当たり月額約6万3千円を負担しています。

【図】 児童一人当たりの月額経費と負担割合(平均月額)



(平成28年度予算ベース)

注1) 保護者負担軽減のため、市費を投入 注2) 保育の質の向上のため、上乘せの市費を投入

本市はこれまでも、平成24～26年度にかけて保育料の見直しを実施し、保護者の皆様に御協力をいただきましたが、3歳以上児の保育料については、さらなる検討が必要と判断し、改定を見送った経過があります。

しかしながら、現在も保育所等への入所希望者は増加の一途を辿っており、先ほど申し上げた児童一人あたり月額約6万4千円の本市負担は、現在、約2万5千人分の年間合計で約192億円となっており、この合計金額は保育所入所者の増大とともに今後もさらに増加します。

また、こうした経費に加え、近頃盛んに報道されているように、保育士の給与改善、賃借料や原材料費の高騰など、保育に要する費用負担の増加が様々な要因により見込まれており、本市財政状況は今後さらに厳しさを増す見通しであり、保育における本市のさらなる負担増は、決して容易なものではありません。

こうしたことから、今後も持続可能な保育事業を継続していくため、近隣の政令指定都市と比較して低い水準にあった3歳以上児の保育料については、前回改定した3歳未満児の保育料と整合性のとれた設定とし増額することとしました。

### 3 改定する法令

川崎市子ども・子育て支援法施行細則

### 4 実施時期

保育料の年度切り替え時期が毎年9月であることから、平成28年9月に実施することとします。

### 5 検討経過

#### (1) 「川崎市子ども・子育て支援事業計画」策定(平成27年3月)

今後も高まる保育ニーズに対応しながら、安定的な運営の確保と保育の質の維持・向上を図るため、平成28年度に向けて適切な負担率の改定を検討することとしました。

#### (2) 川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会による審議 (平成27年7月～平成27年11月)

「子ども・子育て支援法」第77条に基づき設置する「川崎市子ども・子育て会議」の教育・保育に関する施策・事業を審議事項とする「教育・保育推進部会」において、4回にわたる審議において意見をいただきました。

#### (3) 川崎市こども施策庁内推進本部会議における審議(平成27年11月)

「教育・保育部会」での審議結果を受けて、副市長を委員長とする「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において協議・調整し、平成28年度当初予算に反映すること、及び本市パブリックコメント手続条例第4条により、本件はパブリックコメントの適用除外案件に該当していることを確認しました。

#### (4) 平成28年度当初予算案において改定保育料を計上(平成28年2月)

#### (5) 「保育料(利用者負担)のお知らせ」による利用者への事前通知(平成28年4月)

#### (6) 川崎市子ども・子育て支援法施行細則の改正(平成28年7月)